

松本翔は取り組みます!



いまだきパパ・松本翔は頑張ります 子育て当事者の立場で施策を実現中!!

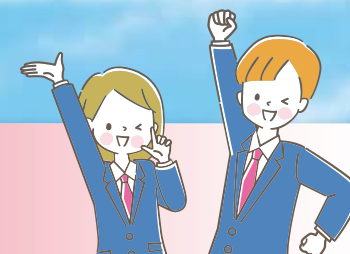
子育てひろばや保育園の待機児童ゼロ、小学校入学後も希望する児童全員が利用できる放課後クラブなど子育て支援が充実している渋谷区。2022年10月より「産後パパ育休」（出生時育児休業制度）や育児休業の分割取得がスタートし、子どもの医療費無償化制度が来年度より高校生まで拡大されるなど、さらに子育て支援制度が拡充されます。

産後パパ育休



「産後パパ育休」は、出生後8週間以内に最長4週間まで休業することができるというもので、2回に分けて分割取得することも可能です。取得の申請期限が原則2週間前（従来の制度は1か月前）、休業中も労使協定を締結している場合には一定量仕事をすることも可能になるなど、従来の育休より柔軟な対応が可能となっています。

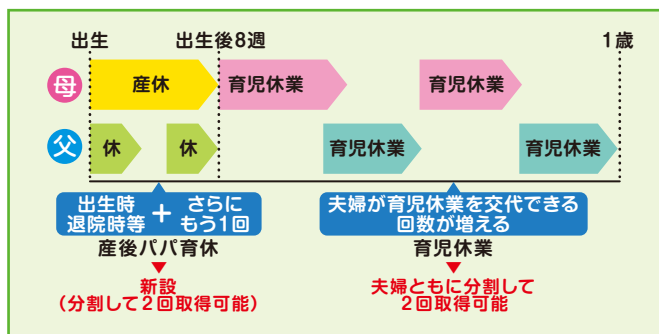
高校生医療費無償化



現在中学生までを対象としている子どもの医療費無償化を、来年度から高校生まで拡大し、所得制限や自己負担は設けずに実施します。東京都は当初、所得制限を設け、通院1回につき上限200円の自己負担を提案。これに対し23区は、「産み育てやすい東京をつくる観点から医療費の助成は所得制限等で差別すべきでない」と主張。子育て支援・少子化対策の一環として、23区における子どもの医療費完全無償化が実現しました。

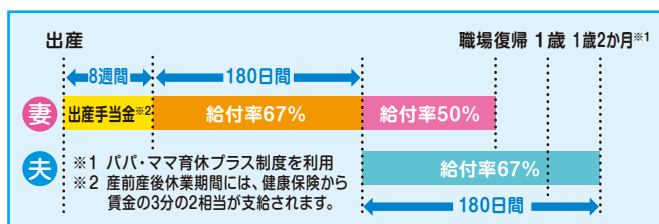
育児休業のしくみ

出産から原則1歳（保育所に入所できないなどの場合は最長2歳）まで取得できます。これまでは連続して取得しなければならず、一度復職したら二度と育休には戻れませんでした。改正後は夫婦共に2回に分割して取得することが可能となりました。なお、会社に制度がなくても、法律で定められた制度のため、要件を満たした場合は育児休業を取得できます。



育児休業給付金

育児休業期間中は、育児休業開始から180日間は賃金日額の67%、それ以降は50%の育児休業給付金が支給されます。なお、育児休業期間中は社会保険料が免除されます。



自民党議員団の提言により段階的に拡大

平成18年、小学校就学前までであった通院費の医療費無償化を、私たち自由民主党議員団の提言により中学生までに拡大しました。当時の東京都の助成対象は中学生までの入院費でありましたが、渋谷区の独自施策として、区の財政状況からも持続可能な制度であると判断しての提言でした。医療費の無償化は、子どもの健康増進、子育て世帯の経済的負担軽減および少子化対策の一環として、多くのご要望をいただいております。今後も子育て世帯への支援策を検討していきたいと思っております。



渋谷区の子ども・子育て支援への取り組み



渋谷区では、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方のもと、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援しています。「産みやすく、育てやすく、預けやすいまち渋谷」のキャッチフレーズの通り、ネウボラをはじめとした子育て支援センターや、家族のアトリエやスポーツ共育プラザ&ラボすぼっとなど各施設が充実。また出産時に10万円を受け取れるハッピーマザー出産助成金や割安な保育料（1人目から他区と比較して安いうえ、2人目は半額～3割軽減、3人目は無料）、ひとり親支援など、子育て家庭への経済的負担軽減に取り組んでいます。

産後パパ育休と育児休業の整理

「産後パパ育休」は、正式には「出生時育児休業」といい、従来の育児休業と同様の取得条件（入社1年未満の場合や1週間の所定労働日数が2日以下の場合は対象外等）が適用されます。従来の育児休業でも出生後すぐに取得可能ですが、連続して育休が取得できない場合などに「産後パパ育休」と「育児休業」を組み合わせ、小分けにすることで育休を取得しやすくする制度です。

